

## 農業振興の計画について

～ 担い手の確保、育成に重点的に取り組む ～



うち だ とし かず  
**内田 俊 和**

緑 政 会

**質**

今日の農業は自分で経営計画を立案しても国の施策により変更を余儀なくされているが、本市の農業就農者の動向の変化はどのように推移しているか。

**答**  
市長

本市の農業は、農業従事者の高齢化が進む中、農業後継者の不足等により、耕作放棄地の増大、農業生産額の減少、地域活力の低下が進んでいる状況です。



**質**

本年は米価が非常に低価格になり農家が苦慮している。農家が認識のない補助事業、日本型直接支払制度とは。

**答**  
市長

日本型直接支払制度は、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援するもので、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援からなっています。

**質**

規模拡大をする上で農地の賃貸を世話していただける農地中間管理機構とは。

**答**  
市長

農地中間管理機構が農用地等を借り受け、農地を集積・集約化し、農用地利用配分計画を作成し、担い手等に貸し付けることを実施します。

**質**

米価の低価格をどう考えているか。米価の変動補填交付金は前年度で廃止され、本年は収入減少影響緩和対策に移行とあるが詳しく説明を求め。

**答**  
市長

収入減少影響緩和対策（通称ナラシ）の加入者は、当年産の販売収入が標準収入より下回った場合、その差額の9割が、国の交付金と農家の拠出金で補填されます。

しかし、平成27年産からナラシへの移行を円滑に進めるため、平成26年産米に限り農業者には拠出金を求めず、米を出荷した農業者に対し、標準収入より下回った差額の9割のうち、国費相当分の2分の1が補填されます。

なお、当年産の販売収入の確定が平成27年3月になるので、交付金の支払いは平成27年4月以降となります。

※収入減少影響緩和対策＝あらかじめ一定額の積立金を拠出することで、その年の「米、麦、大豆」の販売収入の合計金額が標準的な収入額を下回った場合にその差額の9割が補填される。



わた なべ かず ふみ  
**渡 辺 一 文**

清風クラブ

**質** 県道緒方・高千穂線の緒方町区間は、歩道が未整備で通学路として非常に危険である。

## 緒方町辻地区の通学路の整備を急げ

～ 県に整備を引き続き強く要望していきます～

**答** 教育長  
通学路における児童・生徒の安全確保のため、当該区間の道路改良は機会あるごとに道路管理者である県に要望していますが、大規模な道路改良工事となるため、現時点での実施時期は未定とのことです。  
今後とも機会あるごとに本区間の歩道設置を強く要望します。

**問**  
早急に整備すべきであるが、今後の整備計画は。

**質** 平成27年度から段階的に地方交付税が減額されるが、どの分野をどのように考えているか。  
また、職員数はどのように推移するのか。

## 交付税の階段落ちに対応する

～ 限られた財源の効果的、効率的な配分を～

**答** 市長  
平成27年度から始まる削減額は、平成31年度には30・9億円の減額になると見込まれています。  
全ての事務事業を一律に縮小させたのでは、将来に展望のある活力あるまちづくりを行うことはできないことから、選択と集中を掲げ、限られた財源の効果的、効率的な配分につなげていくことを目的に取り組んでいます。  
現在は、事務事業評価の実施により、重点施策を中心に優先度を見極め、予算のスリム化に向け取り組んでいます。  
また、職員数は、原則毎年3人の採用を継続するとして、推計しています。

